

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例等の一部を改正する条例をこのに公布する。

平成三十年三月二十日

広島県知事 湯崎英彦

広島県条例第二十一号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正)

第一条 都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成十四年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号ハ中「第十条の二第二号」を「第十条の二の二第二号」に改め、同項第二号イ中「第九条第三項から第十項まで」を「第九条第三項から第七項まで及び第九項から第十一項まで」に改める。

(広島県自然環境保全条例の一部改正)

第二条 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一項中「第九条第十五項」を「第九条第二十二項」に改める。
(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第三条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条の二の表中「又は第一種低層住居専用地域」を「第一種低層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び準住居地域(以下「準住居地域」という。)」を「準住居地域(以下「準住居地域」という。)及び田園住居地域(以下「田園住居地域」という。)」に改める。

第七条第一項の表中「準住居地域」を「準住居地城」に改める。

第十三条中「及び準住居地域」を「準住居地域及び田園住居地域」に改める。
(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

第五条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年
広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改
める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。